

# 道路の通行の妨げになる行為は危険！

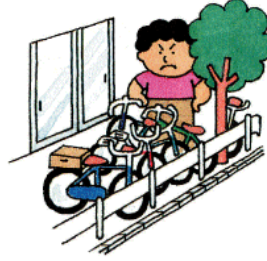
皆さんが通行する道路は皆さんの財産です。自分勝手に使用したり、汚したり、通行の邪魔になることはしてはいけません。皆さんで協力して、正しく使用しましょう。

次のようなことはしてはいけません！！

置看板を路上に置いてはいけません



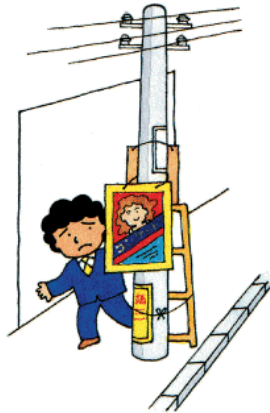
自転車やバイクを路上に放置してはいけません



商品を路上に陳列してはいけません



はり紙、はり札、立看板やのぼりを路上の電柱やガードレールにはったり、立て掛けたりしてはいけません



自動販売機やゴミ箱を路上に設置してはいけません



これらの他、

- ・道路に段差解消ブロックを置く行為
- ・許可なく路上を作業場にする行為

なども禁止されています。



8月10日は「道の日」

道路に関するお問い合わせ先  
藤枝市岡出山一丁目11番1号  
054-643-3167  
藤枝市役所 都市建設部基盤局  
建設管理課 管理係